

**指定管理者制度運用委員会（平和の礎関係）**  
**平成 28 年度指定管理モニタリング検証結果について**

- 1 開催日時：平成 29 年 7 月 27 日（木） 14：00 から 16：00 まで
- 2 開催場所：県庁 4 階 第 5 会議室
- 3 委員の出席状況：全員出席  
島袋 秀光委員（元県広報アドバイザー）  
宮里 正子委員（浦添市美術館 館長）  
城間 佐智子委員（株式会社沖縄バス 観光部指導課長）  
平良 豊委員（平良豊税理士事務所）
- 4 検証対象  
「平和の礎」指定管理者（公益財団法人沖縄県平和祈念財団）の平成 28 年度指定管理状況モニタリング結果の検証
- 5 検証内容
  - (1) 県が実施するモニタリングは適正になされているか
  - (2) 指定管理者に対する県の指導・助言は適切に行われているか
  - (3) 利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や県の対応は適切に行われているか
- 6 検証方法
  - (1) 事務局（平和援護・男女参画課）の現地モニタリング報告
  - (2) 主な質問・意見
    - ① 花や線香を手向ける場所の具体的指示がないことについて  
委 員：指定管理者の来客者アンケートにて花や線香や線香を手向ける場所の具体的指示がないとある。県と連携してどのように対応しているか。  
事務局：アンケートは公園全体のものとなっており、平和の礎に関わらない意見も含まれている。平和の礎については、案内板で、線香を手向けることは禁止している。今後は、指定管理者を通して各売店に適切な案内を行うよう依頼していく。
    - ② 公園全体の指定管理者との連携について  
委 員：平和祈念公園内の窓口が全部違うという問題がある。例えば公園内の他施設と、平和の礎エリアで一緒に話し合える場があればよいのではないか。  
事務局：そういった合同の会議は今まではないが、今すぐできることとしては情報提供になります。

③ 財務に係る報告について

委員：社会保険料について、前年度との比較ができるようにしてはどうか。また、人件費の中身が分かるように項目を分けてはどうか。

事務局：今回はこういった項目別で提出されているが、指定管理者と調整しながらより細かく中身が見える報告方法を検討します。

④ 広報活動について

委員：広報の方 WiFi や HP などハードの話があるが、例えばフェイスブックの活用など、これからの世代や外国の方に向けての工夫が欲しい。

事務局：現在は、指定管理者がツイッターなどによるメッセージを通して情報発信を行っている。今後の更なる工夫について、指定管理者と調整しながら検討したい。

⑤ 自主研修の開催について

委員：指定管理者の従業員向けに自主研修など、年に1回でも2回でもやっていくことが質を高めるのではないか。

事務局：指定管理者において次の内容で行っている。

年1回沖縄県内の県営公園において、平和祈念財団職員向けの研修を実施。研修先の職員清掃維持管理や整備状況の説明をしていただき、質疑応答を交えながら研修を行っている。

⑥ 労働条件について

委員：労働条件等自主点検表の記載事項について質問したい。

休日労働させているが、代休割増賃金を払っていない場合は改善が必要とあるが、今回の報告は改善が必要な事項ではないか。

事務局：様式上、このような表記となっているが、該当しない。

指定管理者において、予め出勤日を指定し、土日を出勤日にあてているものであって、割増賃金が発生する休日出勤ではないため。

7 検証結果

モニタリング検証の結果、委員全員一致で、公益財団法人沖縄県平和祈念財団の平和の礎指定管理運営状況は適切であり、同財団及び県が実施するモニタリングが適正に行われているとの意見であった。

## 平成28年度 平和の礎 モニタリングシート

## I. 履行確認

## 1. 維持管理業務

## (1) 清掃

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
日常的又は定期的な清掃、植栽管理、工作物及び付属施設の保守点検・修繕等については平和の礎の指定管理者選定要項及び平和の礎の管理に関する協定書に基づき適切に実施していく。	○	○ (植栽点検)	刻銘碑、便所、園路等の清掃について平和の礎の管理に関する基本協定書第13条の仕様書に基づき清掃、植栽・樹木管理を実施した。	現地目視確認を行った。 点検記録簿を確認した。	適切	良好に実施。

## (2) 保守・点検

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
日常的又は定期的な清掃、植栽管理、工作物及び付属施設の保守点検・修繕等については平和の礎の指定管理者選定要項及び平和の礎の管理に関する協定書に基づき適切に実施していく。	○	○	日常的な点検等については当財団職員及び作業員が行い、平和の火や噴水、トイレや施設の電気・機械設備等の保安全管理に当たっては、専門知識と技術、資格を要することから専門業者へ委託し、適切に行った。	目視確認。点検日誌の確認。委託契約内容を確認した。	適切	適切に実施。

## (3) 保安・警備

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
参観者と施設の安全・保安を確保するため、警備については、日中は常時巡回するとともに、慰霊の日、正月等の平和の火の点火時には、夜間も警備を配置し巡回を行う。		○	平和の礎の管理に関する基本協定書第13条の仕様書に基づき、巡回警備等を実施して、利用者の安全確保や工作物の保安確保に努めた。	警備日誌を確認した。	適切	良好に実施。

## (4) 小規模修繕

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
簡易な施設・設備等の修繕等について、平時は幅広い知識を有する賃金職員が当たるが、対応困難な専門的あるいは規模の大きな修繕等については、専門業者委託により行う。	○		平和の礎の管理に関する基本協定書第13条の仕様書に基づき、必要に応じて小修繕を行った。	月報で報告されている小修繕の内容を、支出調書等で確認した。	適切	適切に対応。

## (5) 備品購入

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
備品は県が購入して当財団に貸与しているので、事業計画なし。			備品の購入なし。	該当なし	該当なし	

## (6) 防犯・防災対策

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
日中は外部委託による警備員を配置し、日に数回施設内を巡回警備する。 また、日頃から警察及び消防当局と連携対応する。	○	○ (警備)	平和の礎の管理に関する基本協定書第13条の仕様書に基づき、巡回警備等を実施した。 また、糸満署と連携して、不審者対応訓練の実施と、沖縄県平和祈念資料館、沖縄平和祈念堂と合同で、防災訓練を行った。	緊急対応マニュアルを確認した。 警備日誌を確認した。	適切	適切に実施。

## (7) 料金徴収業務

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
該当なし						

## 2. 運営業務

## (1) 利用実績

## 1) 入園者数

	前年実績	実績	実績検証 (対前年比 %)	業務改善に向けた分析
平和祈念公園入園者数 (平和の礎の利用者数なし)	1,023,312人	1,063,134人	104%	適切に対応。

## 2) 施設稼働率

	事業計画	実績	整合性の検証 (計画達成率 %)	業務改善に向けた分析
平均稼働率	平和の礎は原則として一年を通して参観できるようにするため、案内所及び管理事務所での参観者対応や献花やチリの片づけ等の清掃管理に必要な職員を土日祝祭日はもとより年末年始においても、常時最低1人を配置する。	事業計画に基づいて適切に行った。	100%	
平日・土日祝日別稼働率			100%	

## 3) 運営企画

事業計画	実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	(事業報告書)	(現地確認)		
有料施設なし				

## (2) 受付・接客

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
<p>①平和の礎は原則として一年を通して参観できるようにするため、案内所及び管理事務所での参観者対応や献花やチリの片づけ等の清掃管理に必要な職員を土日祝祭日はもとより年末年始においても、常時最低1人を配置している。</p> <p>②平和発信をその理念とする平和の礎は、その背景となる霊域と平和祈念資料館、平和祈念公園、平和祈念堂との連携が不可欠であることから、これらの施設や業務についても配置職員に理解を徹底する。</p>	○		平和の礎の管理に関する基本協定書第13条の仕様書に基づき、職員の配置、案内誘導、苦情処理等を適切に行った。	苦情処理等について日報を確認し、日々の対応が適切であるか確認した。	適切	良好に実施。

## (3) 広報

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
<p>①利用者へのサービスの向上を図るため、職員を通年配置して案内及び利用者からの各種照会等に対応するとともに、平和の礎案内リーフレットの配布を行うほかスマホに対応するため無料Wi-Fi機能を整備する。</p> <p>②参観者増に資するため、関連イベント等についてマスコミ各社に対し随時情報提供に努め、告知欄の積極的活用を努め、県民への周知を図る。</p>	○		事業計画に基づいて適切に行った。	ホームページ、スマホ等で平和の礎事業に係る部分について確認した。現地ではWi-Fi機能を確認した。	適切	良好に実施。

## (4) 情報管理

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
業務の推進に当たっては、個人情報保護関係の法律や条例に準拠して行い、本業務の実施に関して知り得た個人情報等の漏洩等の事故の防止とその適正な管理のための措置を講ずることとする。	○		策定した「個人情報に関する基本的な考え方」により個人情報の適正な管理に努めた。	平成29年3月14日指定管理者にて制定の『特定個人情報の取扱いに関する基本方針』を確認した。	適切	適切に管理。

## 3. 自主事業

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定 管理者	委託 業者	(事業報告書)	(現地確認)		
<p>①沖縄の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を広く内外に述べ伝え、世界の恒久平和を願うという平和の礎建設の趣旨を達成するため、摩文仁の霊域や平和祈念資料館、平和祈念堂などの平和祈念公園内各施設を一体的に捉え、密接に相互の連携を図りながら、平和の礎にふさわしく誘客に即効性の期待できるイベント等の主催し、あるいは関係団体等と連携協力して共催等による企画実施に努めるとともに、沖縄の重要な観光施設、資源としても利用者の増加を促進し、平和の礎の積極的な有効活用を図る。</p> <p>②4月の平和祈念こいのぼりまつりや6月の平和の光の柱、7月の平和の七夕まつり、旧暦8月の地域青年による旧盆エイサー奉納、旧暦9月平和の凧揚げフェスタ、1月の初日の出in平和祈念公園など、見るだけでなく親子で来園し、参加することによって自然に平和について考える契機とするイベントを企画実施する。</p>	○		「平和祈念こいのぼりまつり」を実施	該当なし（以下、平和祈念公園指定管理に係る事業計画との重複を考慮し、平和援護・男女参画課の指定管理に係る分のみ確認する。）	該当なし（以下、平和援護・男女参画課の指定管理に係る分のみ検証する。）	良好に実施。
			沖縄全戦没者追悼式前夜祭として、祈りの摩文仁、平和の灯火と平和の光の柱を実施	-	-	
			沖縄全戦没者追悼式を沖縄県と共催実施	適切に共催された。	適切	
			平和の七夕まつりを実施	-	-	
			盆供養祭を実施	-	-	
			平和祈念旧盆エイサー奉納事業を実施	-	-	
			重陽の節句平和の凧揚げフェスタを実施	-	-	
			「平和の光の柱」を糸満市「平和の光」事業と共催実施	-	-	
			新春初日の出in平和祈念公園の実施	-	-	
			伝統凧揚げ大会を糸満市商工会青年部と共催実施	-	-	
ヒマワリ畑in平和祈念公園の実施	-	-				
一般利用者や身体的・社会的弱者などが容易に施設利用できるように努めることとし、足の不自由な参観者や子連れの参観者のため、有料の園内バスの運行、コインロッカーの設置の他、車椅子及びベビーカーの無料貸し出しを継続して実施する。	○		車イス、ベビーカー貸出事業及び有料のコインロッカーを設置し、利用者に利便提供をした。	物品貸し出し簿を確認した。（個人情報については、一年後廃棄されている。）	適切	良好に実施。

## II. サービスの質の評価

評価項目		第三者（利用者等）評価	指定管理者 自己評価	業務改善に向けた分析
維持管理業務	施設・設備管理	〈平均満足度〉 ①非常に良い・良い 85 % ②普通 13 % ③悪い・非常に悪い 2 %  〈改善要望〉 ①樹木の名前をつけて！	適切	県と連携を取りながら、要望の改善に努める。
運営業務	接客対応	〈平均満足度〉 ①非常に良い・良い 80 % ②普通 17 % ③悪い・非常に悪い 3 %  〈改善要望〉 ①鹿児島県大島郡和泊町国頭 兄妹の名前が南窪 秀ではなく南 窪秀（ミナミ クボヒデ）です。 なおしをお願いします。 ②山梨県の「梨」の字の塗装が一 部はがれかけているので補修お願 い致します。 ③車が飛ばしすぎでは？（スピー ド）。歩いていても危ないと感じ たが？	適切	①②は、県に報告済 ③は当清掃スタッフに情報 を提供して、そのような状 況がないように注意を促し た。
	施設・設備	〈平均満足度〉 ①非常に良い・良い 78 % ②普通 19 % ③悪い・非常に悪い 3 %  〈改善要望〉 ①花・線香たむける場所の具体的 場所の指示がない。花も線香も 買った方がいいが持ち歩いて結局最 後は適当な場所に半ば処分よう な形になってしまった。もう少し 慰霊者へ配慮すべきである。	適切	県と連携を取りながら、改 善要望について検討する。
自主事業		〈平均満足度〉 ・アンケート項目なし  〈改善要望〉		
総合評価		〈平均満足度〉 ①非常に良い・良い 82 % ②普通 15 % ③悪い・非常に悪い 3 %	適切	アンケート調査を今後の管 理運営に反映させ、利用者 満足度の更なる向上に努め る。

## Ⅲ. サービスの安定性評価

## 1. 事業収入

## (1) 収入

収入項目		事業計画	実績	対計画比 (%)	備考
利用料金 収入					
指定管理料		20,634,000	20,634,000	100	
自主事業 収入					
合計 (A)		20,634,000	20,634,000	100	
<p>〈業務改善に向けた分析〉</p> <p>不可抗力により発生した増加費用や大規模修繕については、指定管理料とは別に県と協議、調整を行い、負担をお願いしながら、適切に管理運営をしていく。</p>					

## (2) 支出

支出項目		事業計画	実績	対計画比 (%)	備考
人件費		4,885,083	4,883,765	100	
賃金		6,646,000	6,645,440	100	
消耗品費		1,174,353	1,173,477	100	
燃料費		380,000	377,706	100	
印刷製本費		199,800	199,800	100	
光熱水費		523,000	522,502	100	
修繕費		108,280	107,374	100	
通信運搬費		42,472	42,472	100	
手数料		21,000	20,070	96	
保険料		83,420	83,420	100	
委託料		4,978,646	4,978,093	100	
使用料及び賃借料		361,746	361,746	100	
負担金		150,000	150,000	100	
公課費		898,200	898,200	100	
その他		182,000	182,000	100	
合計 (B)		20,634,000	20,626,065	100	
<p>〈業務改善に向けた分析〉</p> <p>礎、公園、各県慰霊塔等一体的管理により、経費抑制につながっており、礎以外の施設の管理受託等と緊密な連携を取りつつ、経費節減に取り組む。</p>					



## 2. 経営分析指標

評価指標	事業計画	実績	対計画比 (%)	備考
事業収支 (収入(A)－支出(B))	0	7,935	-	
利用料金比率 (利用料金収入／収入(A))	0.00%	0.00%	-	
人件費比率 (人件費／支出(B))	23.67%	23.68%	100.01%	
外部委託費比率 (外部委託費合計／支出(B))	24.13%	24.13%	100.03%	
入園者あたり管理コスト (支出(B)／入園者数)	20.16	19.40	96.22%	
入園者あたり自治体負担コスト (指定管理料／入園者数)	20.16	19.41	96.25%	
<p>〈業務改善に向けた分析〉</p> <p>繁忙期においてシルバーを増員するなど、状況に応じて運営しており、今後も経費節減に努めていくため、引き続き県と緊密な連携のもと、管理運営をしていく。</p>				

## ※経営分析指標の評価の考え方

評価指標	計算方法	評価の考え方
事業収支	収入－支出	事業収支がマイナスの場合、継続性の面で課題となるため、県、指定管理者で協力して黒字化のための方策を協議する必要がある。
利用料金比率	利用料金収入／収入	指定管理者の主な収入源がどこにあり、それが安定したものであるのかを確認する。
人件費比率	人件費／支出	支出の中で人件費が減らされすぎていないか、それにより効率が低下していないかを確認する。
外部委託費比率	外部委託費合計／支出	外部委託に過度にシフトしていないかを確認する。
入園者あたり管理コスト	支出／入園者数	1人あたりの入園者に対してどれだけのコストが費やされているか。コストが少なくても入園者が少ない、あるいは入園者は多いがコストがかかっているなど、前年度との比較、類似施設との比較により、当該施設の効率性を確認する。
入園者あたり自治体負担コスト	指定管理料／入園者数	1人あたりの入園者に対してどれだけの県による財政負担がなされているか。前年度との比較、類似施設との比較により、当該施設の効率性を確認する。

## 労働条件等自主点検表

施設名	平和の礎
指定管理者名	公益財団法人 沖縄県平和祈念財団

※ 以下の確認事項に従い、指定管理者による確認結果欄の該当する箇所に○を付け、記入が必要な箇所については記入願います。

確認事項	指定管理者による確認結果																									
<p><b>1 労働条件の明示</b> 労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。</p> <p>労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません[労働基準法(以下「法」といいます。)第15条]</p>	就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない																					
	①	2	3	4	5																					
	(3～5については、改善が必要です)																									
<p><b>2 就業規則</b> 就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的細目を定めた規則)を作成していますか。また就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。</p> <p>常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません(法第89条) また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に周知させなければなりません(法第106条)</p>	常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である																								
		作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出てあるが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない	作成していない																					
	1	②	3	4	5																					
	(3～5については、改善が必要です)																									
<p><b>3 所定休日</b> 所定休日をどのように定めていますか。</p> <p>休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えなければなりません(法第35条)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">週休2日制</th> <th colspan="2">週休1日制</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>完全(毎週)</th> <th>月3回</th> <th>隔週</th> <th>月1～2回</th> <th>週1日</th> <th>4週4日</th> <th>4週3日以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>						週休2日制			週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下	①	2	3	4	5	6	7
週休2日制			週休1日制		その他																					
完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下																				
①	2	3	4	5	6	7																				
	(7については、改善が必要です)																									

4 年次有給休暇  
年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。

年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません(法第39条)

法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない
①	2	3

(2、3については改善が必要です)

※年次有給休暇の法定の付与日数表(週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。)

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。

5 健康診断  
定期健康診断を実施していますか。

常時使用する労働者については、年1回定期的に健康診断を行わなければなりません(労働安全衛生法第66条)。

なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期的に健康診断を行わなければなりません(労働安全衛生規則第45条)

毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない
①	2	3

(2、3については、改善が必要です)

6 最低賃金  
地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。

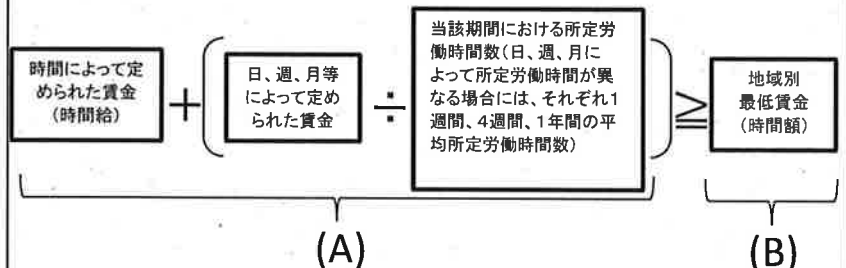
なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金
- ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

支払っている	支払っていない
①	2

(2については、改善が必要です。)

【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】



7 割増賃金  
時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。

法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません(法第37条)。

※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。

時間外労働・深夜労働について

2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない
①	2	3

(2、3については改善が必要です。)

休日労働について

3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない
1	2	③

(2、3については改善が必要です。)

8 雇用保険の加入について

確認事項	従業員数	うち雇用保険 加入従業員数	うち雇用保険 未加入従業員数
当該指定管理施設で勤務する従業員の雇用保険加入状況	8	8	0

確認事項	指定管理者による具体的な取組内容
従業員の雇用保険加入に関する取組	

確認事項	未加入とする理由
従業員に雇用保険未加入者がいる場合の未加入理由	

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(平成〇年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。

9 健康保険・厚生年金保険の加入について

確認事項	従業員数	うち健康保険 加入従業員数	うち健康保険 未加入従業員数	うち厚生年金保険 加入従業員数	うち厚生年金保険 未加入従業員数
当該指定管理施設で勤務する従業員の健康保険・厚生年金保険加入状況	8	8		8	

確認事項	指定管理者による具体的な取組内容
従業員の健康保険・厚生年金保険加入に関する取組	

確認事項	未加入とする理由
従業員に健康保険・厚生年金保険未加入者がいる場合の未加入理由	

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(平成〇年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。